

健康長寿発信都市



須坂JAPAN
Suzaka

須坂市入園 ガイドブック



須坂市教育委員会



お問い合わせ先

須坂市教育委員会 子ども課 児童保育所係

☎026-248-9026 (課専用) ☎026-245-1400 (内線3643)

<https://www.city.suzaka.nagano.jp> 〒382-8511 須坂市大字須坂1528番地1



もっと子どもを 育てやすく！



目次

- 1. 幼児教育・保育所等の概要..... 3
- 2. 支給認定区分、利用可能な施設（幼児教育を希望する場合を含む）..... 6
- 3. 無償の対象をチェック..... 8
- 4. 保育を必要とする事由について..... 10
- 5. 保育所・認定こども園（保育所部分）への入園、利用について..... 12
- 6. 幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）への入園について..... 15
- 7. その他の保育サービスについて..... 16
- 8. 施設一覧..... 18
- 9. 保育所等の利用に関するQ&A..... 19

1

幼児教育・保育所等の概要

幼稚園の概要

幼稚園 小学校以降の教育の基礎をつくるための施設です。

利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間に加え、園により午後や土曜日、夏休みなどの長期休業中の預かり保育などを実施。

利用対象 制限なし

満3～5歳児

認定こども園の概要

認定こども園 幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

0～5歳児（保育所部分）

利用時間 夕方までの保育のほか、園によっては延長保育を実施。

利用対象 共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～5歳児

満3～5歳児（幼稚園部分）

利用時間 昼過ぎ頃までの教育時間に加え、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施。園によっては延長保育を実施。

利用対象 制限なし



保育所の概要

保育所 仕事などを理由に家庭で保育できないお子さんを預かる児童福祉施設です。

利用時間 夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施。

利用対象 共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～5歳児

地域型保育の概要

地域型保育 少人数（原則20人未満）で、0～2歳のお子さんを保育する事業です。

利用時間 夕方までの保育のほか、施設によっては延長保育を実施。

利用対象 共働き、親の介護などの事情で、家庭でお子さんを保育できない保護者

0～2歳児

4つのタイプ

①家庭的保育

1～5人のお子さんを保育者の居宅や施設で保育する事業です。

②小規模保育

6～19人のお子さんを保育者の居宅や施設で保育する事業です。

③事業所内保育

会社の事業所の保育所等で、従業員のお子さんや地域のお子さんを一緒に保育する事業です。

④居宅訪問型保育

保育を必要とするお子さんの居宅で、1対1で保育を行う事業です。

■新制度の用語について



3歳児

4月1日時点で3歳のお子さんのことを言います。0歳児、1歳児、2歳児、4歳児、5歳児についても考え方は同じです。

満3歳児

4月1日時点では2歳児ですが誕生日を迎えて3歳になったお子さんのことを言います。

新制度移行済み幼稚園

2015年4月からスタートした「子ども子育て支援新制度」において、制度の実施主体となった市町村によって、支給認定や利用者負担額（保育料）が定められる園を言います。須坂市内には新制度移行済みの私立幼稚園はありません。

新制度に移行していない幼稚園

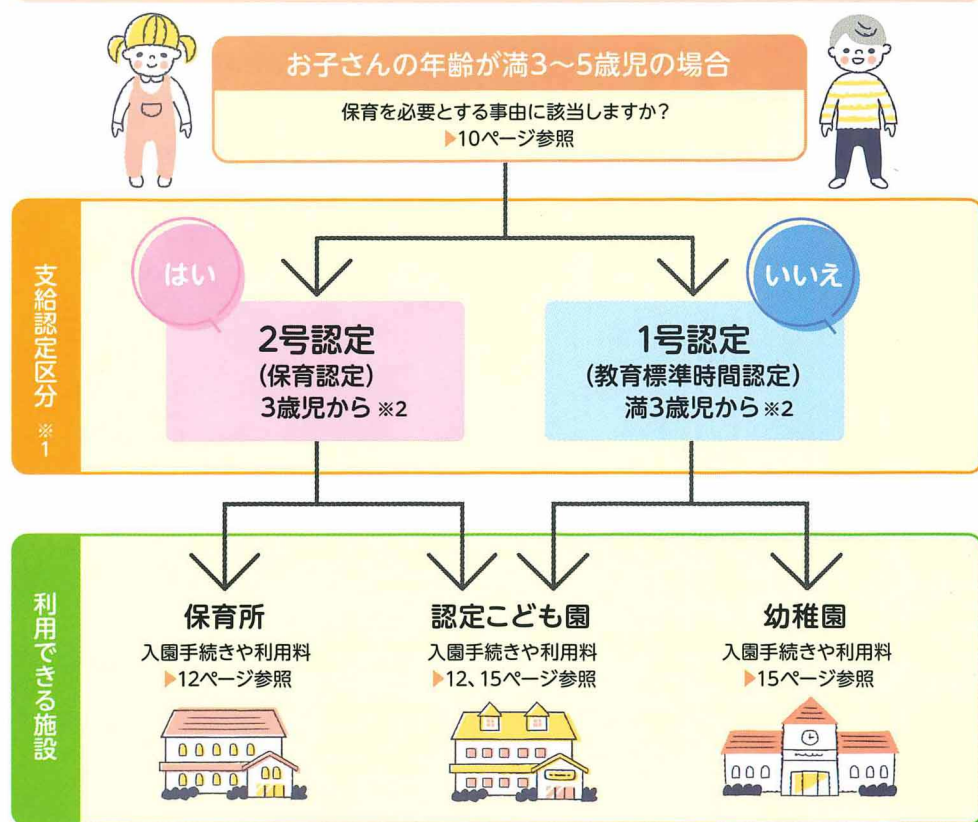
新制度移行済み幼稚園以外の幼稚園で、市町村による支給認定を必要としない園を言います。

2

支給認定区分、利用可能な施設 (幼児教育を希望する場合を含む)

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分と利用可能施設を確かめましょう！



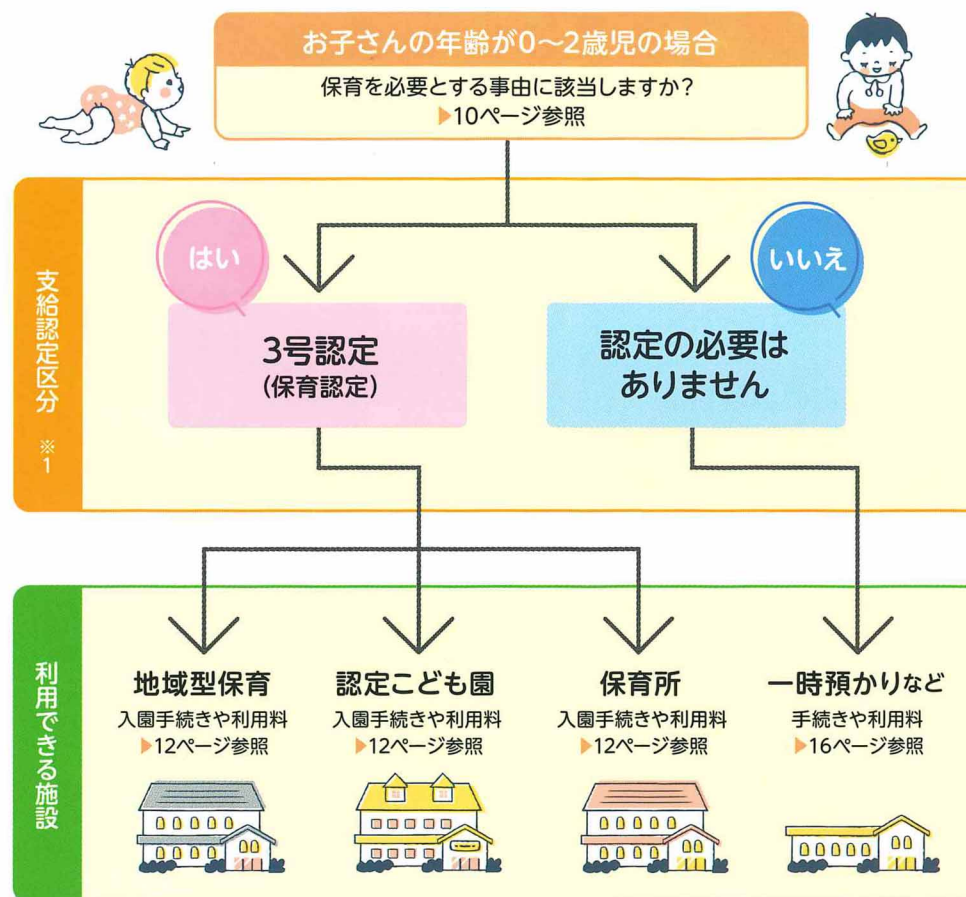
※1 支給認定区分の詳細 ▶11ページ参照
幼稚園の場合は、支給認定区分を必要としない施設もあります。

※2 ▶5ページ参照

2

支給認定区分、利用可能な施設 (幼児教育を希望する場合を含む)

認定区分と利用可能施設を確かめましょう！



その他の保育サービス

一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育所等
サービスの概要や利用料等は ▶8、16ページ参照

※1 支給認定区分の詳細 ▶11ページ参照
幼稚園の場合は、支給認定区分を必要としない施設もあります。

3

無償の対象をチェック

いいえ

保育の必要性は
ありますか？※

※保育者の就労、疾病や介護により家庭で
保育できない状態であること。

▶10ページ参照

はい

無償の期間

3歳になった
最初の4月1日から3年間

※幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）利用者は
入園できる時期に合わせて満3歳からです。
※市町村民税非課税世帯の0～2歳児も対象です。

子どもが通う施設は？

- ・認定こども園（幼稚園部分）
- ・新制度移行済みの私立幼稚園（★1）
- ・新制度に移行していない私立幼稚園（★1）
- ・上記以外

満3～5歳児 無償

満3～5歳児
月額2万5,700円まで無償

無償の対象になりません

子どもが通う施設または
利用するサービスは？

- ・保育所、認定こども園（保育所部分）
- ・地域型保育（家庭的保育など）
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業、病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・認定こども園（幼稚園部分）
- ・新制度移行済みの私立幼稚園（★1）
- ・新制度に移行していない私立幼稚園（★1）
- ・企業主導型保育施設
- ・上記以外

3～5歳児 無償
市町村民税非課税世帯の0～2歳児 無償

3～5歳児
月額3万7,000円まで無償
市町村民税非課税世帯の0～2歳児
月額4万2,000円まで無償

満3～5歳児 無償

満3～5歳児
月額2万5,700円まで無償

標準的な利用料が無償

無償の対象にはなりません

3

無償の対象をチェック



さらに

預かり保育を利用した場合

3～5歳児
月額1万1,300円まで無償

市町村民税非課税世帯の満3歳児
月額1万6,300円まで無償

さらに

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合

無 償

※幼稚園の預かり保育の実施時間などが少ない場合に、
月額1万1,300円から預かり保育の無償対象額を差
引いた額が無償となります。

★1 ▶5ページ参照

4

保育を必要とする事由について



保育所・認定こども園（保育所部分）への入園、利用を希望する方

保護者が次のいずれかの事由に該当する保育認定が必要です。

また、幼稚園の預かり保育、認可外保育所等の利用について、無償の対象となるには、同様の認定が必要です。

保育を必要とする事由	保育必要量	状況等
就労	月平均就労時間 120時間以上…標準時間 120時間未満…短時間	1か月に64時間以上仕事をしている
妊娠・出産	標準時間／短時間	出産前3か月（出産月を含む） 出産後3か月（出産月を含まない） ※出産が出産予定月と異なった場合、期間が変更となります。
疾病・障がい	標準時間／短時間	保護者が病気やケガ、心身に障がいがある
介護・看護	標準時間／短時間	長期にわたり病人や心身障がい者の介護又は看護にあたっている
災害復旧	標準時間／短時間	震災や風水害や火災などの災害のため、その復旧にあたっている
求職活動	短時間	求職活動を継続的に行なっている（※最長で90日間）
就学	標準時間／短時間	学校に在学または職業訓練等を受けている
育休	短時間	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要である
その他	標準時間／短時間	教育委員会が認める前各事由に類する状態にある
	短時間	3歳未満児を家庭で保育する

支給区分について

支給認定区分	年齢	利用できる施設	利用できる時間※
1号認定	満3～5歳児	幼稚園 認定こども園（幼稚園部分）	教育標準時間（4時間）
2号認定	3～5歳児	認定こども園（保育所部分） 保育所	保育標準時間（11時間）
			保育短時間（8時間）
3号認定	0～2歳児	認定こども園（保育所部分） 地域型保育 保育所	保育標準時間（11時間）
			保育短時間（8時間）

※保育標準時間／7:30～18:30

月120時間以上の就労等の事由により、1日あたり最長11時間の保育を必要とする場合

※保育短時間／8:30～16:30

月64時間以上の就労等の事由により、1日あたり最長8時間の保育を必要とする場合

認定の有効期間について

支給認定区分	有効期間※	備考
1号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	
2号認定	効力発生日から小学校就学の始期に達する前日まで	2号認定及び3号認定は、「保育を必要とする事由」により、有効期間が異なります。
3号認定	効力発生日から満3歳に達する日の前日まで	

※有効期間を過ぎた場合には支給認定が失効しますので、退園となります。

失効後、保育の利用を希望する場合は、再度申請が必要となります。申請後、入園選考を経たからの再入園となりますので、これまでの保育所を継続的に利用できるとは限りません。

なお、有効期間内であっても、「保育を必要とする事由」に該当しなくなった場合は、失効し、保育所等を利用している場合は退園となりますので、ご注意ください。



申込手続きは入園年度前年の10月頃から始まります。

※年度途中から入園を希望する場合も同時期となります。※申込期間を過ぎても受付します。子ども課へご相談ください。

①入園手続きの流れ

～10月	施設の見学 お子さんと一緒に希望する園の見学をしましょう。
10月頃	必要書類の準備 第1希望の園から「支給認定申請書」等の入園申込書を受け取り、必要な書類を準備します。▶14ページ参照
11月	書類の提出 指定の受付日時に各園または子ども課窓口（市役所東庁舎1階）に提出してください。
～1月	利用調整 提出された書類の内容を確認後、申請者の希望や保育の必要性の程度、園の状況等により市が利用調整を行います。 利用調整が必要な場合は1月中に連絡します。
2月	入所決定通知 市から結果を通知します。
3月～	保育園との利用契約、入園説明
4月～	保育園の利用開始



②利用料

- 保護者の市町村民税所得割額や保育の必要量等によって決定します。▶13ページ参照
- 3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんを対象に、基本的な利用者負担額（保育料）は無償となります。
- 0歳から2歳児までのお子さんは、市町村民税非課税世帯を対象として、基本的な利用者負担額（保育料）は無償となります。
- 上記利用料とは別に、通園送迎費、食材料費、行事費などは、保護者の負担となります。
- 年収が360万円未満相当世帯の子ども、世帯の未就学児以下から数えて第3子以降の子どもは副食費が免除となります。
- 多子世帯の利用料（保育料）軽減制度があります。▶13ページ参照
- ひとり親世帯や在宅障がい児（者）のいる世帯等に対して、利用料の減免措置があります。▶13ページ参照
- 詳細は、子ども課にお問い合わせください。

③延長保育

- 保護者の就労時間等の事情により、保育時間を延長できる保育所等があります。利用には別途、延長保育料が必要です。

2・3号認定（保育所等を利用している0歳児から2歳児クラスのお子さん）の利用料

0歳児から2歳児クラスのお子さんの保育料は、保護者の市町村民税所得割額などによって決定します。

（3歳の誕生日に3号認定から2号認定に切り替わりますが、2歳児クラスの間（満3歳になった後の3月末まで）は保育料を徴収いたします。）

国 基準	階層 区分	定 義	保育料(月額) 単位:円					
			3号認定(3歳未満児)					
			保育短時間			保育標準時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
1	1	生活保護法世帯等	0	0	0	0	0	0
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	3	48,600円未満	6,250	0	0	8,000	0	0
4	4	48,600円以上 57,700円未満	9,000	0	0	10,750	0	0
	5	57,700円以上 64,000円未満	18,000	9,000	0	21,500	10,750	0
5	6	64,000円以上 97,000円未満	26,000	13,000	0	29,500	14,750	0
	7	97,000円以上 132,000円未満	37,000	18,500	0	40,500	20,250	0
6	8	132,000円以上 169,000円未満	39,500	19,750	0	43,000	21,500	0
	9	169,000円以上 227,000円未満	48,000	24,000	0	51,500	25,750	0
7	10	227,000円以上 301,000円未満	49,500	24,750	0	53,000	26,500	0
8	11	301,000円以上 397,000円未満	52,000	26,000	0	55,500	27,750	0
		397,000円以上	54,000	27,000	0	57,500	28,750	0

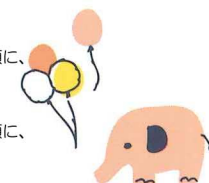
【低所得世帯、多子世帯の軽減】

①市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯（1階層から4階層の一部）の方

最年長のお子さん（特定教育・保育施設等の同時利用に関わらず、生計を同一にしているお子さん）から順に、1人目は半額、2人目以降については無料。（表の額は軽減済みの額です。）

②市町村民税所得割額が57,700円以上の世帯（4階層の一部から11階層）の方

最年長のお子さん（特定教育・保育施設等の同時利用に関わらず、生計を同一にしているお子さん）から順に、2人目は半額、3人目以降については無料。（表の額は軽減済みの額です。）



ひとり親世帯等の保育料

国 基準	階層 区分	定 義	保育料(月額) 単位:円					
			3号認定(3歳未満児)					
			保育短時間			保育標準時間		
			1人目	2人目	3人目以降	1人目	2人目	3人目以降
2	2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0
3	3	48,600円未満	4,500	0	0	6,250	0	0
4	4	48,600円以上 64,000円未満	4,500	0	0	6,250	0	0
	5	64,000円以上 77,100円以下	4,500	0	0	6,250	0	0

ひとり親世帯、在宅障がい児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市長が認める世帯等の金額

入園の申込みに必要なもの

- (1) 支給認定申請書…入園を希望する子ども1人につき1枚
- (2) 入園申込書……入園を希望する子ども1人につき1枚
- (3) 保育を必要とする事由を証明する書類
- (4) 入園条件同意書
- (5) マイナンバー確認票（支給認定申請書裏面）
- (6) 保育料等口座振替依頼書



※保育を必要とする事由証明書（就労証明書等）は須坂市のホームページからダウンロードできます。
※不足書類がある場合は、支給認定と入園選考ができないため受付ができません。

■保育を必要とする事由を証明する書類について

※保護者と、必要に応じて同居の親族（65歳未満の祖父母等）の方の提出が必要です。

保育を必要とする事由	必要な証明書類
就労(会社勤務・パート・自営業・農業・内職等)	●就労証明書 ●自営業・親族経営・農業などに従事する場合は確定申告書控え、源泉徴収票の写しなど
妊娠・出産	●母子手帳の写し（母子手帳の表紙と出産予定日がわかるページの写し）または医師の証明書
疾病・障がい	●医師の診断書 ●療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者手帳の写し
介護・看護	●〔介護〕介護保険被保険者証の写し ●〔看護〕医師の診断書、障害者手帳の写し
災害復旧	●罹災証明がある場合は証明等
求職活動	●求職申込書及び求職中である証明書…ハローワーク登録証の写し等
就学	●在学証明書
その他	●教育委員会が必要と認める書類 ●3歳未満児を家庭で保育することの申込書（ただし、この事由で申込みした場合は、原則3歳未満児の途中入所はできませんのでご注意ください。）※3歳以上児のみ認定対象

幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）
への入園について

■新制度移行済みの私立幼稚園・認定こども園（幼稚園部分）

入園申込の受付期間	入園年度前年の10月頃（2024年度中に入園の場合は2023年10月頃）
受付場所・時間	幼稚園、認定こども園の各施設 月曜日～土曜日（8：30～17：00） ※土曜日に受付をしていない施設もあります。 ※受付時間等は、各園にお問い合わせください。
入園手続きの流れ	①希望する園に、直接願書を提出してください。 ②入園の内定を得た後、園を通じて認定の申請書を提出してください。 ③市から支給認定決定通知が送付されます。 ④園と利用契約を結んでください。
利用料	●満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんを対象に、基本的な利用者負担額（保育料）は無償となります。 ●上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、保護者の負担となります。 ●年収が360万円未満相当世帯の子ども、世帯の小学校3年生以下から数えて第3子以降の子どもは副食費が免除となります。 ●詳細は、各園にお問い合わせください。
預かり保育利用料	共働き世帯等、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。 利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数）

■新制度に移行していない私立幼稚園

入園手続きなど全般	●入園資格や受付期間、手続き等全般は、各園で異なりますので、利用を希望する園にお問い合わせください。制度を利用する場合、必ず申請が必要です。申請後、市役所で決定した日から対象となりますので、ご注意ください。
利用料	●満3歳から5歳児（小学校就学前）までのお子さんを対象に、入園料・保育料が月額2万5,700円まで無償となります。 ●上記利用料とは別に、幼児教育に係る別途費用、通園送迎費、食材料費などは、保護者の負担となります。 ●年収が360万円未満相当世帯の子ども、世帯の小学校3年生以下から数えて第3子以降の子どもは副食費が免除となります。
預かり保育利用料	●共働き世帯等、保育を必要とする事由に該当する保育認定を受けている場合（10ページ参照）は、預かり保育利用料が月額1万1,300円まで無償となります。 ●利用日数に応じて月額の上限額は変動します。（450円×利用日数） ●預かり保育を実施していない幼稚園を利用している方は、一時保育、認可外保育園等が無償の対象となります。上限額は月額1万1,300円です。

休日保育や一時預かり等、様々な保育サービスについてご紹介します。

サービス名	概要
休日保育	●日曜、祝祭日等も保育を必要としている子どもの保育を実施している保育所等があります。※事前に申請が必要です。 【実施施設】◆やすらぎ保育園
一時預かり	●保育所等及び幼稚園等に在籍していない子どもで、保護者の仕事や病気、リフレッシュなどのために、一時的な保育を実施しています。利用希望の方は、事前の申込みが必要ですので実施保育所等にお問い合わせください。▶17ページ参照
病児・病後児保育	●疾病等にかかっているか、回復期にある子どもの中で昼間保育できないお子さんを保育する施設が市内に2か所あります。 ●事前に利用登録が必要です。 ●利用希望の場合は、利用登録後に実施施設へ直接予約をしてください。 ●利用日の前日または当日に医師の診断を受け、医師に「診療情報提供書」を記入していただく必要があります。 【実施施設】◆さかた山風の子保育園(病後児) ◆やすらぎ病児保育園(病児・病後児) 長野地域連携中枢都市圏の病児・病後児保育施設も利用可能です。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生の子育て中の保護者で、子どもの預かりなどの育児の援助を受けることを希望する方と、育児の援助を行うことを希望する方がそれぞれ会員となり、相互に助け合う活動に関する連絡、調整を行います。 【実施施設】◆須坂市子育て支援センター
認可外保育所等	市内の認可外保育所等(企業主導型保育事業ほか)の保育内容や申込方法等については、直接、施設にお問い合わせください。 【企業主導型保育事業】 企業が主に従業員のために設置し、認可事業と同等の基準を満たすことで内閣府の助成を受けて運営している地域保育所です。従業員の方以外でも、就労等により保育を必要としている地域の方が利用できる施設もあります。
特別支援保育・医療的ケア	●心身の障がい等により発達に支援を必要とするお子さんに対して、園の集団生活の中で、個々に能力を伸ばす支援を行います。 ●痰の吸引・経管栄養・酸素療法など、日常的に医療的ケアが必要なお子さんに看護師を配置し対応します。 ●受け入れの可否や保育時間などは、お子さんの状態を確認しての判断になりますので、各園または、子ども課にお問い合わせください。



一時預かり実施保育所等

	実施保育所等	対 象	保育時間	延長時間	保育料(半日=4時間以内)		延長 保育料
					3歳未満児	3歳以上児	
私 立	上高井保育園	4か月 ～就学前	8:30 ～16:30	—	2,500円 (給食費込) (半日1,100円) 給食費220円)	1,800円 (給食費込) (半日 800円) 給食費220円)	—
	やすらぎ保育園	4か月 ～就学前	8:30 ～16:30	7:00 ～19:00	2,200円 給食費300円 (半日1,000円) 給食費300円)	1,500円 給食費300円 (半日 700円) 給食費300円)	30分 100円
	マリアこども園	6か月 ～3歳未満児	8:00 ～16:00	16:00 ～17:30	8:00～16:00 2,500円(給食費込) 8:00～12:30 1,600円(給食費込)	—	一律 500円
	山びこ幼稚園	2歳児 ～就学前	9:00 ～15:00	7:30 ～18:30	2,000円(給食費込) (1時間300円・給食費250円)		30分 150円
	ことりのいえ	3か月 ～2歳児	8:30 ～16:30	—	2,200円 副食費300円 (半日1,200円)	—	—
公 立(市立)	須坂千曲保育園	1歳児 ～就学前	8:30 ～16:30	7:30 ～18:30	2,200円 副食費300円 (半日1,200円)	1,300円 副食費200円 (半日700円)	30分 100円
	全公立保育園	3歳児 ～就学前	8:30 ～16:30	18ページ 各園参照	—	1,300円 副食費200円 (半日700円)	

一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター、認可外保育所等について

- 保育の必要性の認定(2号)を受けた3歳から5歳のお子さんで、どの園にも通園していない子については、月額3万7,000円までの利用料は無償です。
 - 0歳から2歳児のお子さんで、どの園にも通園していない子については、市町村民税非課税世帯を対象として、月額4万2,000円までの利用料は無償です。
- (病児・病後児保育については、市内に在住し、市内外の保育所等に通っている児童の利用料は無償です。)



8

施設一覧



■ 保育園

	施設名	住 所	電話番号	開園時間(延長時間含)
私立	上高井保育園	須坂市大字須坂1355-1	026-245-1041	7:30~19:00
	豊洲保育園	須坂市大字小河原2405-1	026-213-4140	7:30~18:30
	みつばち保育園	須坂市大字塩川326-11	026-246-2110	7:00~19:00
	やすらぎ保育園	須坂市大字日滝2887-1	026-247-0160	7:00~19:00
	さかた山風の子保育園	須坂市大字坂田218-2	026-248-8920	7:00~19:00
公立(市立)	須坂東部保育園	須坂市大字日滝1185-1	026-245-0645	7:30~19:00
	須坂保育園	須坂市大字小山1274	026-245-1841	7:30~18:30
	日野保育園	須坂市大字塩川188-9	026-245-4094	7:30~19:00
	高甫保育園	須坂市大字野辺1097-1	026-245-4154	7:30~18:30
	井上保育園	須坂市大字幸高286-1	026-245-0485	7:30~18:30
	北旭ヶ丘保育園	須坂市大字小河原3133-1	026-245-4041	7:30~18:30
	須坂千曲保育園	須坂市大字中島250-1	026-245-1665	7:30~18:30
	豊丘保育園	須坂市大字豊丘1066	026-248-2118	7:30~18:30
	相之島保育園	須坂市大字相之島391-1	026-246-0975	7:30~18:30
	仁礼保育園	須坂市大字仁礼7-13	026-248-2192	7:30~18:30

■ 小規模施設

	施設名	住 所	電話番号	開園時間(延長時間含)
私立	ことりのいえ	須坂市大字小河原395-3	026-245-7003	7:30~18:30

■ 認定こども園

	施設名	住 所	電話番号	開園時間(延長時間含)
私立	マリアこども園、分園	須坂市大字須坂1092	026-245-0012	7:30~18:30
	マリアこども園 きたすざか分園	須坂市大字小河原1986-2	026-245-0012	7:30~18:30
	須坂双葉幼稚園	須坂市大字墨坂4-7-4	026-245-2753	7:30~18:30
	山びこ幼稚園	須坂市臥竜4-10-2	026-214-9717	7:30~18:30

■ 幼稚園

	施設名	住 所	電話番号	開園時間(延長時間含)
私立	泉園幼稚園	須坂市大字須坂834-1	026-245-1007	8:30~15:30

9

保育所等の利用に関する
Q&A

- Q1** 市に住所(住民票)がない場合でも申込みはできますか？
市に転入予定の方は申込みができます。入園が決まった際には、入園日までに必ず市へ転入(住所移転)してください。
- Q2** 申込みをすれば、希望の保育所等に必ず入園できますか？
入園希望のお子さんの年齢や、希望する施設の入園可能枠数、他の方の入園希望状況によって異なります。
- Q3** 出生前でも申込みはできますか？
出産予定ということで申込みができます。
- Q4** 申込み前に保育所等の見学は必要ですか？
保育方針(内容)、立地、設備、周辺環境などは各施設によって様々ですので、事前に確認されることをお勧めします。
- Q5** 年度途中で2歳になれば、2歳児の枠で利用調整をしますか？
利用調整の年齢枠は、すべて年度当初4月1日時点の年齢で当てはめます。
- Q6** 年度途中から保育園の利用を希望しますが、申込みはいつできますか？
育児休業からの復帰などで入園が5月以降であっても、入園年度前年の11月頃の入園申込期間に申込みをしてください。
- Q7** 須坂市以外の保育園を利用できますか？
須坂市を通じて希望する保育園等の所在する市区町村へ受け入れの依頼をします。入園の調整は希望する保育園等の所在する市区町村が行います。その市区町村の住民が優先されますのでご了承ください。
- Q8** 家族状況に変更があった場合の手続きは？
入園申込後及び入園後に就労先や、勤務形態の変更が生じた場合や、家庭の状況に変化があった場合は「支給認定申請書兼変更届」の提出をお願いします。また、保育の必要性の事由が変わった場合はその都度、「保育の必要性を証明する書類」の提出が必要になります。
- Q9** 申込期間を過ぎてしまいましたが、申込みはできますか？
11月頃の申込期間を過ぎても随時受付していますが、まずは子ども課へご相談ください。
- Q10** 無償の対象となるには、所得制限はありますか？
3歳から5歳児までは所得制限はありません。ただし、0歳から2歳児については、市町村民税非課税世帯のみが対象になります。
- Q11** 現在保育園に入園していますが、一時預かりやファミリー・サポート・センターなどを利用した場合、費用は無料になりますか？
一時預かりやファミリー・サポート・センターなどの無償の対象は、保育園、認定こども園等を利用していない方が対象となります。
- Q12** 保育を必要とする事由に該当しない場合、どのような施設やサービスの利用が無償の対象になりますか？
満3歳から5歳児について、幼稚園、認定こども園(教育標準時間(4時間)相当分)は無償の対象となります。なお、この場合、預かり保育は無償の対象となりません。